

新 旧 対 照 表

新	旧	備考欄
高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金交付要綱	高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金交付要綱	
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「民間企業等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社及び合同会社（以下「会社」という。）、事業協同組合、その他特別の法律の規定に基づき設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された社団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づき設立された社団法人</u>をいい、いわゆる個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人）は含まない。</p> <p>(2) 「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校をいう。</p> <p>(3) 「中小企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。</p> <p>第3条～第19条 略</p> <p>(収益納付)</p> <p>第20条 知事は、前条第1項の報告書により、補助事業者等が補助事業の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「民間企業等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社又は合同会社（以下「会社」という。）、事業協同組合、その他特別の法律により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく法人をいい、いわゆる個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人）は含まない。</p> <p>(2) 「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校をいう。</p> <p>(3) 「中小企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。</p> <p>第3条～第19条 略</p> <p>(収益納付)</p> <p>第20条 知事は、前条第1項の報告書により、補助事業者等が補助事業の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。</p> <p>2 前条の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>「民間企業等」の定義に社団法人と財団法人を追加</p>

新 旧 対 照 表

新	旧	備考欄
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 略 （失効期限等）</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第3項及び第15条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 略</p> <p>附則 略</p> <p><u>附則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年9月11日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この要綱は、令和4年4月1日以後に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業について適用し、同日前に初年度の補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1～別表第2 略 別記第1号様式～別記第12号様式 略</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 略 （失効期限等）</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第3項、第15条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第1～別表第2 略 別記第1号様式～別記第12号様式 略</p>	